

開会の日時、場所

年月日 令和7年3月14日（金曜日）
開会 午前10時40分
散会 午前11時9分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総括質疑の方法等について

出席委員

委員長	又吉清義
副委員長	新垣光栄
委員	宮里洋史 比嘉忍 新垣淑豊 仲里全孝 仲村家治 西銘啓史郎 呉屋宏 島袋大 上原快佐 玉城健一郎 山里将雄 仲宗根悟 松下美智子 糸数昌洋 瀬長美佐雄 比嘉瑞己 平良識子 大田守

欠席委員

なし

◀●●▶

○又吉清義委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。
各常任委員長からの予算調査報告書につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットに掲載して予算特別委員に配付しております。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった
総括質疑等について事務局より説明）

○又吉清義委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前11時5分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議した結果、次のとおりとなりました。

1、質疑項目。総括質疑の全て19項目を行います。当該質疑事項に対し、出席を求める者は知事であります。

2、質疑方法及び時間。各委員会からの質疑は一問一答方式で、沖縄自民党・無所属の会が17分、ていーだ平和ネットが6分、おきなわ新風が4分、公明党が4分、日本共産党沖縄県議会議員団が4分、沖縄社会大衆党が3分、維新の会が3分。

（2）、7で定める質疑通告時間までに通告がない会派がある場合は、改めて通告がある会派に質疑時間を再配分する。

（3）、（2）により質疑時間に変更のあった会派で質疑者が複数いる場合には、質疑者ごとの質問時間を3月17日月曜日の14時までに報告する。

3、会派間の質疑時間の譲渡はできません。

4、質疑順序は多数会派順とする。

5、重複する質疑は避ける。

6、質疑通告書。通告書は様式3により、質疑の要旨は可能な限り具体的に記載をする。これは、また事務局より配付します。

7、質疑通告期限は、3月17日正午となります。
お詫びいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月18日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 又 吉 清 義